

## 令和8年由仁町議会第1回臨時会 第1号

令和8年1月16日（金）

### ○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
  - 1、会務報告
  - 2、例月出納検査報告
- 4 議案第 1号 由仁町議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 議案第 2号 由仁町長及び副町長の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 6 議案第 3号 ゆにガーデンの指定管理者の指定について
- 7 議案第 4号 由仁町体験農園の指定管理者の指定について
- 8 議案第 5号 由仁町民センターの指定管理者の指定について
- 9 議案第 6号 川端老人福祉センターの指定管理者の指定について
- 10 議案第 7号 町民プールの指定管理者の指定について
- 11 議案第 8号 伏見台球場の指定管理者の指定について
- 12 議案第 9号 令和7年度由仁町一般会計補正予算について
- 13 議案第10号 令和7年度由仁町水道事業会計補正予算について
- 14 議案第11号 令和7年度国民健康保険由仁町立診療所特別会計補正予算について
- 15 議案第12号 令和7年度由仁町介護老人保健施設事業特別会計補正予算について
- 16 議案第13号 令和7年度由仁町農業集落排水事業会計補正予算について
- 17 会議案第1号 議員派遣について

### ○出席議員（9名）

議長	9番	後藤篤人君	副議長	8番	早坂寿博君
	1番	中村隆浩君		2番	東貴之君
	3番	野市裕司君		4番	大嶋敏弘君
	5番	加藤重夫君		6番	浮田孝雄君
	7番	佐藤英司君			

### ○欠席議員（0名）

○出席説明員

町		長	松	村	諭	君
副	町	長	田	中	利	行
教	育	長	石	井		洋
代	表	監	吉	田	弘	幸
総	務	課	青	木	祐	次
地	域	活	青	山	裕	志
住	民	課	河	合	高	弘
産	業	振	興	関	澤	和
保	健	福	祉	三ヶ	田	恵
建	設	水	道	中	道	康
会	計	管	理	者	秋	山
町	立	診	療	所	事	務
教	育	課		長	桐	越
農	業	委	員	会	事	務
		局	長	泉	塚	郁
					陵	平

○出席事務局職員

局		長	野	島	健	君
主		事	土	谷	練	君
主		事	荒	井	日	奈

◎開会 午前 9時30分

◎開会の宣告

- 議長（後藤篤人君） ただいまの出席議員は全員出席です。  
よって、令和8年由仁町議会第1回臨時会は成立いたしましたので、開会いたします。

◎開議の宣告

- 議長（後藤篤人君） これから本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（後藤篤人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、1番 中村君、2番 東君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

- 議長（後藤篤人君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。  
お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。  
したがって、会期は本日1日限りとすることに決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

- 議長（後藤篤人君） 日程第3、諸般の報告を行います。  
初めに、1の会務報告をいたします。会務報告は、お手元に配付したとおりです。御覧おき願います。  
次に、2の例月出納検査報告をいたします。監査委員から令和7年11月分の由仁町各会計例月出納検査結果の報告がありましたので、お手元に配付したとおりです。御覧おき願います。  
以上で日程第3、諸般の報告を終わります。

◎日程第4 議案第1号

- 議長（後藤篤人君） 日程第4、議案第1号 由仁町議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。  
町長から提案理由及び内容の説明を求めます。  
町長

○町長（松村 諭君） 議案第1号 由仁町議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、期末手当の支給月数を改めるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては、総務課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤篤人君） 総務課長

○総務課長（青木祐次君） 議案第1号 由仁町議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について内容の説明をいたします。

先月閉会した臨時国会で国家公務員に対する一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が可決されたことを受け、当町におきましてもこれに準じて所要の改正を行おうとするものであります。このたびの人事院勧告では、国家公務員の期末、勤勉手当の引上げが勧告され、年間の支給月数が4.6か月から4.65か月へと0.05か月分引き上げられました。このことに伴いまして由仁町議会議員の期末手当の支給月数を年間4.65か月に改正しようとするものであり、本年度におきましては12月期の期末手当において0.05か月を加算し、支給額を2.35か月とするものであります。なお、本年度は12月の期末手当で0.05か月を引き上げますが、令和8年度以降は6月の期末手当と12月の期末手当の支給率を均等にする内容となっております。

それでは、議案第1号資料、条例案新旧対照表を御覧願います。右側が現行の条例、左側が改正案となっております。第1条関係ですが、令和7年度に係る改正であります。第4条の2第2項の下線部分、右欄の100分の230に100分の5を加えた100分の235が改正後の12月期末手当の支給率となります。

その下、第2条関係と書かれた部分が令和8年度以降に係る改正となっており、年間100分の465を6月と12月で均等に支給いたしますので、第1条関係で改正した支給率を改め、それぞれ100分の232.5を支給しようとするものであります。

2ページを御覧願います。附則であります。第1項は施行期日に関する規定で、この条例は公布の日から施行しようとするものであります。第2条の規定は令和8年4月1日から施行しようとするものであります。

第2項として、第1条の規定による改正後の由仁町議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、令和7年12月1日から適用するものであります。

第3項は、期末手当の内払いに関する規定で、改正後の報酬条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の由仁町議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の報酬条例の規定による期末手当の内払いとみなすものであります。

以上で内容の説明を終わります。

○議長（後藤篤人君） 内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑

はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(後藤篤人君) 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(後藤篤人君) ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第1号 由仁町議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(後藤篤人君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第2号

○議長(後藤篤人君) 日程第5、議案第2号 由仁町長及び副町長の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長(松村 諭君) 議案第2号 由仁町長及び副町長の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、町長、副町長及び教育長の期末手当の支給月数並びに職員の給料等を改めるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては、総務課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(後藤篤人君) 総務課長

○総務課長(青木祐次君) 議案第2号 由仁町長及び副町長の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について内容の説明をいたします。

先ほどの議案第1号と同様に、町長、副町長、教育長の期末手当につきましても年間支給月数を4.6か月から4.65か月に0.05か月分引き上げる改正であります。議会議員と同様、本年度は12月期の期末手当の支給月数を上げ、来年度以降は6月と12月

の支給月数を同じくするものであります。また、一般職における手当支給月数の引上げは0.05か月を期末手当と勤勉手当で引き上げるものであります。なお、再任用職員につきましても同様の引上げとなります。

続いて、月例給の引上げであります。平均で3.3%の引上げを初任給及び30代後半までに重点を置いた改正を行うものであります。さらには、通勤手当、宿日直手当、特殊勤務手当の額及び寒冷地手当の支給区分の整理につきましても人事院勧告どおり改正しようとするものであります。

それでは、議案第2号資料の条例案新旧対照表を御覧願います。第1条関係及び第2条関係は町長及び副町長に関する改正、第3条関係及び次のページになりますが、第4条関係が教育長に関する改正となっております。

2ページを御覧いただきまして、第5条関係以降は職員に関する改正で、3ページを御覧願います。第9条第2項は通勤手当の額の改正ですが、支給される職員や要件等に変更はありませんが、自動車等において通勤する場合の使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満の場合7,100円から7,300円に、片道15キロメートル以上20キロメートル未満の場合1万円から1万400円に、片道20キロメートル以上25キロメートル未満の場合1万2,900円から1万3,500円に、片道25キロメートル以上の場合1万5,800円から1万6,600円に改めようとするものであります。

続きまして、その下になりますが、第15条の2は宿日直手当の額の改正についてであります。こちらも支給される職員や要件等に変更はありませんが、勤務1回につき4,400円から4,700円に、診療所の医師にあつては2万1,000円から2万2,500円に、ただし勤務時間が5時間未満の場合、勤務1回につき2,200円から2,350円に、診療所の医師にあつては1万500円から1万1,250円に改めようとするものであります。また、常直的な宿日直勤務については2万2,000円を超えない範囲内としておりましたが、2万3,500円に改めようとするものであります。

続きまして、4ページですが、期末、勤勉手当の改正になりますが、議案第1号と同様に0.05か月分の支給率の引上げを12月期の期末、勤勉手当でそれぞれ0.025か月分を引き上げようとするものであります。

続きまして、5ページからが行政職の給料表、9ページの下段からは医療職の給料表ということになっております。

続きまして、20ページをお開き願います。第6条関係であります。第9条第2項の改正は令和8年度以降における通勤手当に係る改正で、令和8年度以降の通勤手当の額は6万6,400円を超えない範囲内で規則で定めるよう改正するものであります。

続きまして、21ページをお開き願います。改正後の第9条第3項は、駐車場を利用した場合、1か月の上限を5,000円としまして、附則で定める額を支給する旨の規定を追加するものであります。

22ページをお開き願います。第17条の2及び第17条の5の改正は、令和8年度以降における期末、勤勉手当の支給率の改正で、6月期と12月期の支給率を同率にする改正であります。

続きまして、23ページを御覧願います。第7条関係であります。一般職員と同じく会計年度任用職員の手当に関して改正しようとするものであります。

24ページをお開き願います。第8条関係におきましても一般職員と同じく会計年度任用職員の手当に関して改正しようとするものであります。

25ページをお開き願います。第9条関係であります。会計年度任用職員についての当該改正については、翌年度から適用するよう定義するものであります。

26ページをお開き願います。第10条関係であります。第4条第2項は夜間看護手当の額の改正についてですが、支給される職員や要件等に変更はありませんが、勤務1回につき7,300円から7,600円に改めようとするものです。

下段の第11条関係であります。27ページをお開き願います。第3条は、寒冷地手当の改正についてですが、支給額に変更はありませんが、配偶者の扶養手当が廃止になったことに伴い、備考(1)において世帯主である職員の要件を整理しようとするものであります。

附則であります。第1項は条例の施行期日で、令和7年度に関する改正は公布の日から、来年度以降の支給に係る改正は令和8年4月1日からの施行とするものであります。

第2項は、第1条の改正後の由仁町長及び副町長の給与に関する条例及び第3条の改正後の教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の規定は、令和7年12月1日から適用しようとするものであります。

第3項は、第5条の改正後の職員の給与に関する条例及び第10条の改正後の由仁町職員特殊勤務手当支給条例の規定は、令和7年4月1日から適用しようとするものであります。

続いて、第4項及び第5項は期末手当及び給与の内払いの規定となっております。既に支払われております期末手当及び給与は、改正後の条例に基づく支給の内払いとしようとするものであります。

以上で内容の説明を終わります。

○議長（後藤篤人君） 内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第2号 由仁町長及び副町長の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(後藤篤人君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第3号

○議長(後藤篤人君) 日程第6、議案第3号 ゆにガーデンの指定管理者の指定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長(松村 諭君) 議案第3号 ゆにガーデンの指定管理者の指定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、公の施設でありますゆにガーデンの指定管理の期間が令和8年3月31日をもって終了することから、引き続き指定管理者による管理を行おうとするため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を経ようとするものであります。

なお、このたびの指定管理者の指定につきましては、去る令和7年12月18日に開催されました指定管理者選定委員会におきまして指定管理者の候補者として選定をいただいているところであります。

内容につきましては、産業振興課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(後藤篤人君) 産業振興課長

○産業振興課長(関澤和之君) 議案第3号 ゆにガーデンの指定管理者の指定について内容の説明をいたします。

ゆにガーデンにつきましては、ゆにガーデン設置条例第5条の規定により平成17年4月1日から指定管理による管理としているところでありますが、本年、令和8年3月31日をもって1年間の指定期間が終了するため、それ以降の新たな期間における指定管理者を指定したいため、議会の議決を求めるものであります。

次に、指定の内容であります、1、指定管理を行わせる施設は、ゆにガーデンであります。

2、指定管理者の住所、名称及び代表者は、東京都杉並区天沼3丁目5番4号、東武緑地株式会社代表取締役、青木雅彦であります。

3、指定管理期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間でありま

す。

4、管理業務の範囲は、ゆにガーデン設置条例第6条に掲げる施設の利用の許可や利用料の徴収、減免、施設の維持管理等に関する業務であります。

5、利用料に関する事項は、設置条例第7条に規定する条例で定める額の範囲内での利用料の額の決定、徴収並びに指定管理者の収入としての収受等であります。

なお、候補者の選定に当たりましては、現在の指定管理者であります東武緑地株式会社は平成20年4月1日から18年にわたる指定管理の実績を有するほか、当該法人が周辺に所有する複数の観光施設等との一体的な運営による相乗効果が期待できますことから、募集方法は非公募としたところでございます。

以上で内容の説明を終わります。

○議長（後藤篤人君） 内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第3号 ゆにガーデンの指定管理者の指定については、原案のとおり決することに  
ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第4号

○議長（後藤篤人君） 日程第7、議案第4号 由仁町体験農園の指定管理者の指定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第4号 由仁町体験農園の指定管理者の指定について、提案

の理由を申し上げます。

このたびの提案は、議案第3号と同様の理由により、議会の議決を経ようとするものであります。

内容につきましては、産業振興課長に説明させていただきますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤篤人君） 産業振興課長

○産業振興課長（関澤和之君） 議案第4号 由仁町体験農園の指定管理者の指定について内容の説明をいたします。

由仁町体験農園につきましては、由仁町体験農園設置条例第4条の規定により平成18年4月1日から指定管理による管理としていたるところであります。本年、令和8年3月31日をもって1年間の指定期間が終了するため、それ以降の新たな期間における指定管理者を指定したいため、議会の議決を求めるものであります。

次に、指定の内容であります。1、指定管理を行わせる施設は、由仁町体験農園であります。

2、指定管理者の住所、名称及び代表者は、東京都杉並区天沼3丁目5番4号、東武緑地株式会社代表取締役、青木雅彦であります。

3、指定管理期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間です。

4、管理業務の範囲は、由仁町体験農園設置条例第5条に掲げる農園の使用許可や賃貸料及び使用料の徴収、減免、農園の維持管理等に関する業務であります。

5、賃貸料及び使用料に関する事項は、設置条例第6条に規定する条例で定める額の範囲内の賃貸料及び使用料の額の決定、徴収並びに指定管理者の収入としての収受等です。

なお、候補者の選定に当たりましては、現在の指定管理者であります東武緑地株式会社は平成29年4月1日から9年間にわたる指定管理の実績を有するほか、当該法人が周辺に所有する複数の観光施設との一体的な運営による相乗効果が期待できますことから、募集方法は非公募としたところでございます。

以上で内容の説明を終わります。

○議長（後藤篤人君） 内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思っておりますので、直ちに採決を行いたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(後藤篤人君) ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第4号 由仁町体験農園の指定管理者の指定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(後藤篤人君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第5号

○議長(後藤篤人君) 日程第8、議案第5号 由仁町民センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長(松村 諭君) 議案第5号 由仁町民センターの指定管理者の指定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、議案第3号と同様の理由により、議会の議決を経ようとするものがあります。

内容につきましては、保健福祉課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(後藤篤人君) 保健福祉課長

○保健福祉課長(三ヶ田恵理君) 議案第5号 由仁町民センターの指定管理者の指定について内容の説明をいたします。

由仁町民センターにつきましては、由仁町民センター設置条例第3条の規定により平成20年度から指定管理による管理とされているところでありますが、本年3月31日をもって5年間の指定期間が終了するため、それ以降の新たな期間における指定管理者を指定したいため、議会の議決を求めるものであります。

それでは、指定の内容につきまして、議案書により説明をいたします。

1、指定管理を行わせる施設は、由仁町民センターであります。

2、指定管理者の住所、名称及び代表者は、夕張郡由仁町本町326番地、由仁町高齢者事業団会長、稲毛佳尚であります。

3、指定管理期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間であります。

4、管理業務の範囲は、由仁町民センター設置条例第4条に掲げる施設の使用の許可や使用料の徴収、減免、施設設備の維持管理に関する業務であります。

5、使用料に関する事項は、条例第5条に規定する条例で定める額を上限として金額を決定し、指定管理者が定める使用料を指定管理の収入として収受させることなどでありませ

す。  
なお、候補者の選定に当たりましては、現在の指定管理者であります由仁町高齢者事業団は平成20年度から4期18年にわたる指定管理の実績を有していること、また高齢者福祉の向上に寄与するといった高齢者事業団の性格を考慮し、非公募で指定管理者候補としたところであります。

以上で内容の説明を終わります。

○議長（後藤篤人君） 内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第5号 由仁町民センターの指定管理者の指定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第6号

○議長（後藤篤人君） 日程第9、議案第6号 川端老人福祉センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第6号 川端老人福祉センターの指定管理者の指定について、

提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、議案第3号と同様の理由により、議会の議決を経ようとするものであります。

内容につきましては、保健福祉課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤篤人君） 保健福祉課長

○保健福祉課長（三ヶ田恵理君） 議案第6号 川端老人福祉センターの指定管理者の指定について内容の説明をいたします。

川端老人福祉センターにつきましては、川端老人福祉センター設置条例第3条の規定により平成18年度から指定管理による管理としているところでありますが、本年3月31日をもって5年間の指定期間が終了するため、それ以降の新たな期間における指定管理者を指定したいため、議会の議決を求めるものであります。

それでは、指定の内容につきまして、議案書により説明いたします。

1、指定管理を行わせる施設は、川端老人福祉センターであります。

2、指定管理者の住所、名称及び代表者は、夕張郡由仁町本町326番地、由仁町高齢者事業団会長、稲毛佳尚であります。

3、指定管理期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間であります。

4、管理業務の範囲は、川端老人福祉センター設置条例第4条に掲げる施設の使用の許可や使用料の徴収、減免、施設設備の維持管理に関する業務であります。

5、使用料に関する事項は、条例第7条に規定する条例で定める額を上限として金額を決定し、指定管理者が定める使用料を指定管理者の収入として収受させることなどあります。

なお、候補者の選定に当たりましては、現在の指定管理者であります由仁町高齢者事業団は平成18年度から6期20年にわたる指定管理の実績を有していること、また高齢者福祉の向上に寄与するといった高齢者事業団の性格を考慮し、非公募で指定管理者候補としたところであります。

以上で内容の説明を終わります。

○議長（後藤篤人君） 内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(後藤篤人君) ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第6号 川端老人福祉センターの指定管理者の指定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(後藤篤人君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第7号

○議長(後藤篤人君) 日程第10、議案第7号 町民プールの指定管理者の指定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長(松村 諭君) 議案第7号 町民プールの指定管理者の指定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、議案第3号と同様の理由により、議会の議決を経ようとするものがあります。

内容につきましては、教育課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(後藤篤人君) 教育課長

○教育課長(大塚郁代君) 議案第7号 町民プールの指定管理者の指定について内容の説明をいたします。

町民プールにつきましては、由仁町町民プール設置及び管理等に関する条例第3条の規定により平成24年4月1日から指定管理による管理としていたるところであります。本年、令和8年3月31日をもって2年6か月の指定管理期間が終了するため、それ以降の新たな期間における指定管理者を指定したいため、議会の議決を求めるものであります。

次に、指定の内容であります。1、指定管理を行わせる施設は町民プールであります。

2、指定管理者の住所、名称及び代表者は、小樽市花園4丁目17番3号、株式会社ソプラティコ代表取締役、大場隆志であります。

3、指定管理期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間です。

4、管理業務の範囲は、由仁町町民プール設置及び管理等に関する条例第4条に掲げる

町民プールの使用許可、使用料の徴収や施設等の維持管理に関する業務であります。

5、使用料に関する事項は、条例第5条に規定する条例で定める額の範囲内で使用料の額の決定であります。

なお、候補者の選定に当たりましては、昨年11月4日から28日までの約1か月間を募集期間といたしまして公募したところ、応募者は現在の指定管理者であります株式会社ソプラティコ1社であったこと、また同社は平成24年4月1日から16年間にわたる指定管理の実績があるほか、指定管理業務を誠実に従っており、今後も適切な業務が期待できますことから指定管理者候補としたところであります。

以上で内容の説明を終わります。

○議長（後藤篤人君） 内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第7号 町民プールの指定管理者の指定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第8号

○議長（後藤篤人君） 日程第11、議案第8号 伏見台球場の指定管理者の指定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第8号 伏見台球場の指定管理者の指定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、議案第3号と同様の理由により、議会の議決を経ようとするものであります。

内容につきましては、教育課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤篤人君） 教育課長

○教育課長（大塚郁代君） 議案第8号 伏見台球場の指定管理者の指定について内容の説明をいたします。

伏見台球場につきましては、由仁町公園条例第13条の規定により平成26年4月1日から指定管理による管理としていたるところであります。本年、令和8年3月31日をもって1年間の指定管理が終了するため、それ以降の新たな期間における指定管理者を指定したいため、議会の議決を求めるものであります。

次に、指定の内容であります。指定管理を行わせる施設は伏見台球場であります。

2、指定管理者の住所、名称及び代表者は、東京都杉並区天沼3丁目5番4号、東武緑地株式会社代表取締役、青木雅彦であります。

3、指定管理期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間です。

4、管理業務の範囲は、由仁町公園条例第13条第4項に掲げる施設の使用の許可や使用料の徴収、減免、施設設備の維持管理等に関する業務であります。

5、使用料に関する事項は、条例第14条に規定する条例で定める額の範囲内での使用料の額の決定、徴収、指定管理者の収入としての収受等です。

なお、指定管理者の選定に当たりまして、現在の指定管理者であります東武緑地株式会社は平成26年4月1日から12年間にわたる指定管理の実績があるほか、当該法人が周辺に所有する複数の観光施設との一体的な運営による相乗効果が期待できますことから、募集方法は非公募としたところでございます。

以上で内容の説明を終わります。

○議長（後藤篤人君） 内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第8号 伏見台球場の指定管理者の指定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第9号

○議長（後藤篤人君） 日程第12、議案第9号 令和7年度由仁町一般会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第9号 令和7年度由仁町一般会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、12月16日に成立した国の令和7年度補正予算に計上された物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に係る事業の実施、議会議員及び町長、副町長、教育長の期末手当並びに職員の給与改定に伴う経費の追加であります。

内容につきましては、副町長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤篤人君） 副町長

○副町長（田中利行君）

「記載省略」

○議長（後藤篤人君） 内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(後藤篤人君) ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第9号 令和7年度由仁町一般会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(後藤篤人君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第10号

○議長(後藤篤人君) 日程第13、議案第10号 令和7年度由仁町水道事業会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長(松村 諭君) 議案第10号 令和7年度由仁町水道事業会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、職員の給与改定に伴う経費の追加であります。

内容につきましては、建設水道課長に説明させていただきますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(後藤篤人君) 建設水道課長

○建設水道課長(中道康彦君)

「記載省略」

○議長(後藤篤人君) 内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(後藤篤人君) 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませ

んか。

(異議なしの声あり)

○議長(後藤篤人君) ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第10号 令和7年度由仁町水道事業会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(後藤篤人君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時40分

○議長(後藤篤人君) 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎日程第14 議案第11号

○議長(後藤篤人君) 日程第14、議案第11号 令和7年度国民健康保険由仁町立診療所特別会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長(松村 諭君) 議案第11号 令和7年度国民健康保険由仁町立診療所特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、職員の給与改定に伴う経費の追加であります。

内容につきましては、診療所事務長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(後藤篤人君) 診療所事務長

○町立診療所事務長(桐越佳世君)

「記載省略」

○議長（後藤篤人君） 内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） 質疑はないものと認めます。  
討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。  
これから採決を行います。  
議案第11号 令和7年度国民健康保険由仁町立診療所特別会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第12号

○議長（後藤篤人君） 日程第15、議案第12号 令和7年度由仁町介護老人保健施設事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第12号 令和7年度由仁町介護老人保健施設事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、職員の給与改定に伴う経費の追加であります。

内容につきましては、診療所事務長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤篤人君） 診療所事務長  
○町立診療所事務長（桐越佳世君）

「記載省略」

○議長（後藤篤人君） 内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第12号 令和7年度由仁町介護老人保健施設事業特別会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第13号

○議長（後藤篤人君） 日程第16、議案第13号 令和7年度由仁町農業集落排水事業会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第13号 令和7年度由仁町農業集落排水事業会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、職員の給与改定に伴う経費の追加であります。

内容につきましては、建設水道課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤篤人君） 建設水道課長

○建設水道課長（中道康彦君）

「記載省略」

○議長（後藤篤人君） 内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第13号 令和7年度由仁町農業集落排水事業会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 会議案第1号

○議長（後藤篤人君） 日程第17、会議案第1号 議員派遣についてを議題といたします。

事務局長に会議案の朗読をさせます。

○事務局長（野島 健君） 会議案第1号 議員派遣について。

議員の派遣について、次のとおり承認を求める。

令和8年1月16日提出。提出者、由仁町議会議員、佐藤英司、賛成者、由仁町議会議員、加藤重夫。

「記載省略」

○議長（後藤篤人君） お諮りいたします。

この会議案第1号につきましては、ただいまの朗読でお分かりのことと思いますので、

会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明及び質疑、討論を省略して、直ちに採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(後藤篤人君) ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

会議案第1号 議員派遣については、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(後藤篤人君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長(後藤篤人君) これで本日の日程は全部終了いたしました。

令和8年由仁町議会第1回臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

◎閉会 午前10時54分

上記会議の次第は書記をして記載せしめたものであるが、その内容が正確なることを証するため、ここに署名する。

議 長 後 藤 篤 人

1 番 議 員 中 村 隆 浩

2 番 議 員 東 貴 之